

社外役員の独立性に関する判断基準

当社は以下のいずれかの要件にも該当しない会社法の定める社外取締役を当社における独立役員として選任します。

- (1) 当社グループの主要株主
- (2) 当社グループの主要法人株主において、現在または過去1年間に業務執行者である者
- (3) 当社グループの主要な取引先及びその業務執行者である者
- (4) 当社グループを主要な取引先とする者及びその業務執行者
- (5) 現在または過去3年において、当社グループの会計監査人またはその業務執行社員である者
- (6) 現在または過去3年において、上記(5)を除く公認会計士、税理士または弁護士その他のコンサルタントで、直近過去3年間の平均で年間1,000万円以上の報酬（役員報酬は除く）を当社グループが支払っている者
- (7) 現在または過去3年において、上記(5)を除く監査法人、税理士法人、弁護士法人その他コンサルティング法人で当社グループを主要な取引先とする法人の社員等または業務執行者
- (8) 当社グループが過去3事業年度で平均年間1,000万円以上の寄付または助成を行っている組織に属する者
- (9) 当社グループから取締役を受け入れている会社の業務執行者
- (10) 当社グループの業務執行者の近親者等
- (11) 上記(1)から(9)の個人の近親者等
- (12) 前各号の要件以外の事由により実質的に当社との利益相反が生じるおそれのある者

1. 「当社グループ」とは、当社およびその子会社を言います。
2. 「主要株主」とは、当社株式の総議決権数の10%以上を直接または間接に保有する株主を言います。
3. 「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役員または使用人を言います。
4. 「主要な取引先」とは、過去3事業年度の自己の売上平均で年間2%以上の取引のある取引先を言います。
5. 近親者等とは配偶者および2親等以内の親族または同居の親族を言います。

以上